

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

都道府県	[部会もしくはこれに準じる組織]の設置状況		部会員数	既存の組織		地域で検視立ち会いに従事する医師			選任方法、委嘱手続き		検視立会い業務に従事する医師の名簿		検視立会い業務に係る報酬、身分保障等			
	◎…有 (掌握業務に検視立会を含む) ○…有 ×…無 (予定なし) △…無 (予定あり)	組織の名称 設置予定の時期等		有無	一本化 併存	医師数	部会に所属する医師の割合または数		イ 医師会、部会等に警察本部から依頼 ロ 医師会、部会等に各警察署から選任の依頼 ハ 医師個人・医療機関に直接、警察署、警察から依頼	任命者 イ 警察本部長 ロ 警察署長 ハ その他	作成の有無	名簿の管理	報酬額、支払基準等	災害時の補償	待遇等に関する協議の有無、具体的な状況	
北海道	◎	北海道警察医会	122	[有]	(回答なし)	85名	85名	100.0%	イ、ロ	イ	[有]	・北海道警察医会事務局	・日額報酬5,000円	・北海道警察非常勤職員としての身分を適用。 ・災害等に遭遇の場合は、公務災害補償等に関する条例等の定めによる。	[有]	・北海道警察非常勤職員として1年間任用(会計年度)。 ・継続任用可能、守秘義務が課される。
青森県	×	設置予定なし	—	—	—	不明			ニ	ハ	不明	・不明	・不明	・不明	[無]	
岩手県	◎	岩手県医師会警察医・検案医委員会	23	[有]	併存	40名	40名	100.0%	ニ	(回答なし)	[有]	・警察、医師会双方	(回答なし)	(回答なし)	(回答なし)	
宮城県	○	警察活動に関する協力検討委員会	8	[有]	併存	29名	3名	10.3%	ハ	ロ	[有]	・警察	・月額2万円。検案料は別	・地方公務員に準じた補償	[無]	・警察医会の独立性を尊重し、医師会から介入干渉はしていない。
秋田県	○	秋田県医師会死因調査研究委員会	5	[有]	併存	(回答なし)			ハ、ニ	ロ	[有]	・県警	(回答なし)	(回答なし)	(回答なし)	
山形県	◎	山形県医師会警察・検案医部会	20	[有]	併存	20名	20名	100.0%	ハ	イ	[有]	・警察	・一体あたり3,000円	・保険あり(詳細は不明)	[有]	・当委員会で協議している(部会の中に警察・検案医委員会を設置している)。
福島県	◎	福島県医師会警察協力医委員会 福島県医師会警察協力医連絡協議会	8	[有]	併存	85名	30名	35.3%	ロ	イ	[有]	・警察医会 ・福島県警察本部刑事部捜査一課 ・警察医(全体) ・福島県警察本部警務部留置管理課	・一体あたり3,000円	・公務災害に準ずる	[無]	
茨城県	◎	茨城県医師会警察医部会	80	[有]	一本化	80名	32名	40.0%	イ	イ	[有]	・警察が管理(情報は医師会と共有)	・① 1体5300円 特殊死体(腐敗、損傷、出欠、炭化)や深夜の場合 ・② 1体3200円 ①以外	・死亡保証金;1000万円 ・入院;5000円/日、通院;3000円/日	[無]	
栃木県	○	警察医・協力医連絡協議会	14	[有]	併存	35名	10名	28.6%	イ、ロ	イ、ロ	[有]	・警察	・月額1万円、一体あたり3,000円	・不明	[有]	・※警察医・協力医連絡協議会を年1回開催しており、県警へ検視官の派遣を依頼している
群馬県	×	設置の予定はない(※群馬県警察本部内に群馬県警察医会事務局があるため。)	—	—	—	不明	133名	不明(検視総数の58.5%)	イ	イ	[有]	・県警察医会と県警察両方で管理。年一回名簿発行。	・特に取り決めはありません。(家族からの支払い額は)一体当たり30,000円以上のことがほとんどです。	・補償の取り決めはありません。原則、危険な場所での検視は行いません。安全な場所、警察署、多数の場合、体育館などで行います。	[有]	・年に数回の警察医会理事会で協議事項がある場合、協議を行っています。最近協議事項はありません。
埼玉県	◎	埼玉県医師会警察嘱託医会	96	[無]		210名	92名	43.8%	ロ	イ	[有]	・警察、医師会	・腐敗損壊死体、深夜早朝、休診日に警察署、現地に行き立ち会いを行った際に一体あたり3,000円の立会謝金を支給	・特になし。	[有]	
千葉県	△	本年度中に発足予定(※準備を進めているが年度内は難しい状況。県内の各警察医との連絡体制はとられている。)	—	—	—	109名			イ	イ	[有]	・千葉県医師会	(回答なし)	(回答なし)	[有]	

[令和2年4月の調査をもとに日本医師会においてまとめたもの]

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

東京都	×	設置の予定はない。未定。 都23区内では、東京都監察医務院があるため、検案及び解剖は全て東京都監察医務院が行っている。今後、東京都において大災害発災時、23区の会員においても検案業務を行うことが必須と考えられる。 また、各警察署に協力している医師は、産業医及び被疑者の診療を担っていることが多く、その意味でもこういった組織をつくるべきであると思料いたします。	—	—	—	32名				二	ハ	[有]	・多摩地区医師会	(※多摩・島しょ地域の検案業務に対して) ・検案1件につき、平日：34,738円、休日・土日：43,424円、GW：52,111円、年末年始：69,477円	・死亡・後遺障害保険：1億円、入院保険金：日額3万円、手術保険金：日額30万円or15万円、通院保険金：日額2万円(多摩・島しょ地域)	[有]	・年1回、多摩検案医連絡会を開催しており、そこには警視庁及び東京都担当部署も参加している。
神奈川県	◎	神奈川県警察医会	51	[無]		10名	8名	80.0%		ハ	ハ	不明	・医師会としては作成していないが、県警では今までの実績から、ある程度把握している	・文書料として、医師が金額を決めて2万円から4万円を遺族に請求している。 ・警察からはケースにより立ち会い料として3000円支給。ただしすべてのケースではない。	・補償はない。	[有]	・神奈川県警察医会と県警において不定期に開催。医務嘱託医、産業医の処遇が議題の中心となっている。 ・また、強制採尿については、医療保険の点数に準じた料金を決めているが、強制採尿の器具は医師が持参し経費も自己負担となっている(強制採尿は年間数件程度)
新潟県	×	設置の予定はありません。 (※新潟県警察医会が組織されており、県医師会長が顧問を務めている。また、県警察医会長が本会の医療安全対策委員会の委員として参画されており、両会の連携が図られている。)	—	—	—	(回答なし)				ロ、ハ	ハ	不明		・不明	・不明	[無]	
富山県	×	すべて未定	—	—	—	33名	0名			ハ	ロ	[有]	・県警察医会	(回答なし)	(回答なし)	[無]	
石川県	◎	石川県医師会警察協力医会	106	[有]	併存	42名	38名	90.5%		イ	イ	[有]		・月額7,200円(嘱託医) ・休日、夜間、腐敗、損傷の著しい遺体の場合1体3,000円	・嘱託医：議会の議員その他の非常勤の職員に関する公務災害補償に関する条例を適用(死亡、後遺障害2,500万円入院日額10,000円「180日限度」)	[無]	・当該議題のみでの協議会は設けていないが、連絡・連携は図られている。
福井県	×	未定	—	—	—	62名	0名	0.0%		ハ	ロ	[無]		・一体あたり、3,000円	・「福井県議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に規定する"その他非常勤職員"として公務災害補償の対象となっている。	[無]	
山梨県	◎	山梨県警察医会	73	[有]	併存	73名	73名	100.0%		ハ	イ	[有]	・山梨県警察本部刑事部捜査第一課	・一体あたり3,086円	・なし。	[無]	
長野県	◎	警察の業務に協力する長野県医師の会	97	[無]		不明				ハ	ハ	[無]		・1回あたり3,000円(謝金)	・把握していない。	[無]	

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

岐阜県	◎	岐阜県法医等三師会・警察連絡協議会	(回答なし)	[無]		60名			イ	イ	[有]	・警察	・1体5,000円 ※深夜・休診日は8,000円	・死亡・後遺傷害保険金額：5000万円 ・入院保険金日額：15,000円 ・通院保険金日額：10,000円	[有]	・「岐阜県医師会・岐阜県警察本部連絡協議会」(毎年1回開催) 前述の「法医等三師会・警察連絡協議会」の設立目的が死体検案への協力と限定的であること、また医師会と警察は検案以外にも密接に関係していることから、互いに理解・協力し合い、安全で安心な社会づくりに寄与するため平成20年7月に設立された。
静岡県	×	(※県医師会と県警察協力医会との連携がもたれている。)	—	—	—	154名	75名	48.7%	ロ	イ	[有]	・県警本部捜査第一課内 静岡県警察協力医会事務局	・一体につき、3,000円	・ありません。	[有]	・夜間の検案の場合の処置(朝方まで、警察もしくは発見場所(自宅)にて保管)
愛知県	◎	愛知県医師会警察部会	10,082	[有]	一本化	163名	162名	99.4%	イ	イ	[有]	・医師会で更新。情報は双方で共有。	・本会で基準を制定していない。	・協力援助者災害給付金、協力援助見舞金により年金または一時金が支払われる。	[有]	・年1回開催
三重県	◎	三重県医師会警察医・検案医委員会	22	[有]	一本化	43名	6名	14.0%	イ	イ	[有]	・医師会と警察の両方	・報酬額 0円	・条例で定められている(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)。	[無]	
滋賀県	×	(※部会は設置していないが、警察協力医検案委員会にて警察を交えた協議を年2回開催。)	—	—	—	不明			ハ	ハ	不明		・謝金のみ(3,500円程度)	・不明	[無]	
京都府	○	警察活動に協力する医師との連絡調整会議	(回答なし)	[有]	併存	33名	33名	100.0%	ハ	イ	[有]	・京都府警本部	・不明(医師会には公開されない)	・不明(医師会には公開されない)	[有]	・京都警察医会と京都府警の間で警察医の身分保障の件で協議してきたが、現段階では明文化されていない。
大阪府	◎	府医救急災害医療部検案支援委員会 大阪府警察医会	会員による	[有]	併存	130名	130名	100.0%	イ	イ	[有]	・大阪府警察医会	・1回執務3,000円(検案書作成は別途遺族)	・非常勤職員の災害補償に関する条例による	[無]	
兵庫県	○	兵庫県医師会臨床警法医会	9,083	[有]	併存	94名	94名	100.0%	ニ	ハ	[有]	・兵庫県医師会死体検案認定医として名簿管理	・個別に遺族に請求(文書料3,000円のみ~検案料総額50,000円まで様々)	・規定なし	[無]	・本会警察医委員会で、協議することがあることと、会員医師の死体検案に関する現状を把握すべく、本会全会員を対象に死体検案に関するアンケートを実施し、現在集計中で、集計結果を県警にも報告の上、待遇、身分保障等についても今後協議していく。
奈良県	◎	奈良県医師会警察医委員会	115	[有]	(回答なし)	35名		90.0%	ハ	(回答なし)	[有]	・奈良県医師会警察活動協力医師名簿	・一体あたり3,000円	・県警で傷害保険に加入、死亡補償金1,800万円、傷害補償、入院10,000円、通院5,000円	[有]	

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

和歌山県	×		—	—	—	21名			ハ	イ	[有]	・警察	・謝金 1体あたり3,000円	・公務災害の対象	[無]	
鳥取県	×	未定	—	—	—	(回答なし)			ニ	ハ	[無]		・1体あたり3,000円	・死亡保障600万円、入院日額6,000円、通院日額2,000円	[無]	
島根県	○	島根県医師会警察協力医部会	1,112	[有]	一本化	17名	17名	100.0%	ロ、ハ	ロ	[無]		・1体あたり3,000円	・死亡後遺障害1,100万円 ・入院6,000円 ・通院4,000円	[無]	
岡山県	◎	岡山県医師会警察医部会	33	[有]	併存	100名	100名	100.0%	ハ	ロ	[有]	・警察	・3,000円	(回答なし)	[有]	・警察協力医会理事会で協議している
広島県	○	広島県医師会警察連絡委員会	18	[有]	一本化	1,900名 (※年間の検視のべ回数を もとに記入。)	不明		イ、ハ、ニ	ハ	[有] [無] 不明	・各警察署 ・郡市区医師会によって方法が異なる。	・基準は定めていない。	・1事故及び保険期間中の支払限度額は1,000万円(免責なし)	(回答なし)	・郡市区医師会によっては協議の場を設けている。
山口県	◎	山口県医師会警察医会	2,557	[無]		44名	42名	95.5%	ハ	イ	[有]	・警察が管理、更新し県医師会に提供	・平均して1体あたり3,000円(謝金)	・県警で協力医を対象とした団体傷害保険に加入している。 ・1日最大10名までで、検案時の傷害事故に対応。 死亡・高度障害：最大600万円、入院日額：6,000円、通院日額：2,000円	[無]	
徳島県	○	徳島県警察協力医委員会 (※大規模災害への対応が中心。)	8	[有]	併存	200名 (※名簿登録の人数。実働は不明。)	7名	3.5%	ハ	ロ	[有]	・警察	・1体あたり35,000円～70,000円(※遺族から受けとる報酬額であり警察からの謝金額は不詳。)	・警察の規程	[無]	
香川県	◎	香川県医師会警察医会	43	[有]	一本化	11名	9名	81.8%	ハ	ハ	[有]	・香川県医師会警察医会	・1体あたり3,000円 ・増額事由に該当した場合+2,000円	・傷害・死亡・行為障害2,000万円 ・障害入院日額6,000円 ・障害通院日額3,000円	[有]	・総会等で協議をしているが、身分保障の適応範囲等詳細の事項で協議中である。
愛媛県	△	設置予定です。	—	—	—	34名			ニ	イ	[有]	・警察および警察医会	・1体あたり3,100円	・普通傷害保険の加入あり ※嘱託医、協力医が該当(死亡・後遺障害1,200万円、入院日額6,000円、通院日額3,500円)	[無]	
高知県	◎	高知県医師会警察協力医連絡協議会	11	[有]	併存	48名	11名	22.9%	ハ	ロ	[有]	・警察	・1体あたり3,000円	(回答なし)	[無]	
福岡県	◎	福岡県警察医会	64	[有]	併存	152名	47名	31.0%	ハ	ハ	[有]	・福岡県警察医会	・2500円、時間外の場合3300円	・福岡県警にて傷害保険に加入している	[有]	
佐賀県	△	今年度中の設置を目標としている。(※委員会は設置しているが、部会設置は次年度以降の見込み。個々の警察医との連絡体制はとられている。)	—	—	—	50名			ロ	ロ	[有]	・警察(※医師会と共有。)	・1体あたり3,000円 ・高度腐敗、深夜、遠隔地等の際は5,000円	・交通事故を含む各種事故等 ・死亡：2,500万円 ・入院(日)：8,000円(退院日は5,000円)	[無]	

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

長崎県	◎	長崎県医師会警察活動に協力する医師の部会	3,325	[有]	併存	41名	41名	100.0%	ハ	イ	[有]	・長崎県警	・1体3,000円	・送迎は、基本的に警察車両で行う。補償は設定されていない。	[無]	
熊本県	◎	熊本県医師会警察協力医部会	1,300	[有]	一本化	100名	100名	100.0%	ハ	イ	[有]	・警察が管理	・立会い医師が、自身の医療施設以外に出向いて検案を行った場合（遺体発見現場や警察署霊安室等）は1体3,000円 ・深夜や休診日、特別な遠隔地や気象条件、著しい腐乱や損傷死体の場合は、加給金（2,000円）が加算	・死亡時、傷害時ともに、一人あたり上限3,000万円	[無]	
大分県	×	（※大分県警察医会があり、警察との連携、情報交換等が密に行われている。）	—	—	—	(回答なし)			(回答なし)	(回答なし)	不明		・分かりません。	・分かりません。	[無]	
宮崎県	○	警察活動に協力する医師の部会（仮称）	126	[有]	併存	31名		35.0%	ハ	ハ	[有]	・県警察医会名簿を作成して、県警に提供	・県警察本部から1体あたり3,000円支払われる。	・一切の補償はなし	[無]	
鹿児島県	◎	鹿児島県医師会警察協力医会	398	[無]	(回答なし)	43名	32名	74.4%	ロ	イ	[有]	・鹿児島県警	・30分未満：1,500円 ・30分以上90分未満：3,000円 ・90分以上：6,000円	・なし。	[有]	・不定期ではあるが、以前から県警と話し合いの場を設けており、課題があれば、その都度協議を行っている。検視立会の報酬についても県警と協議し、平成20年4月に改定を行った。
沖縄県	○	沖縄県医師会警察医部会	39	[有]	一本化	33名	33名	100.0%	イ	イ	[有]	・沖縄県警察本部	・1体当たり：ご遺族から検案料20,000円 県警から死体調査等立会い謝金3,140円 合計23,140円	・なし。	[無]	

警察活動に協力する医師の部会の取組み、警察の検視立ち会い業務等について、都道府県医師会から寄せられた課題、改善に向けた要望、提案等（抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・検死の時間については改善されたが、検死の報酬については現行 3,000 円（1 体につき）。これでは後任がついてこない！！産業医、学校医並みに考えてほしい！！
<ul style="list-style-type: none"> ・警察医の被継者不足（警察医の高齢化）
<ul style="list-style-type: none"> ・「協力」ではなく、「制度」としての「業務」となるように、法改正に向けての動きを提案していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・検案医の高齢化に加え、新たな登録検案医の確保が困難なこと。 ・検案の精度の確保。 ・すでに従事している医師には専門性の確保・向上、新たに携わっていただく医師を増やすためには、研修方法・内容・受講のしやすさのバランスが求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を迎え、家族や身寄りのない、または家族が遠方に住んでいる等の独居高齢者の死体検案の依頼が増加することが予想され、警察署の医務嘱託医や産業医、協力医の協力が不可欠であるが、死体検案への意識づけも必要となってくるので、日医を挙げて死体検案の普及を図っていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・警察活動に協力する医師の絶対数が限られており、あわせて高齢化が進んでいることから、後継者不足が喫緊の課題である。また、警察からの検視の依頼が診療時間中であったり夜間であったりして、通常業務に影響を及ぼす割には報酬額が少ないという声がある。報酬額を全国統一することは難しいが、基準となるような金額を示していただければ、都道府県警と協議する際に参考になると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁から県警に対して県医師会との部会設立に向けて協議する場を作るように強く指示してほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・県単位での研修会の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・若手会員医師への検視検案等の警察に協力する活動についての宣伝や啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・県警察協力医会に所属し、警察の検視立ち会い業務に協力する医師の高齢化が進んでおり、新たに協力をいただける医師の確保が喫緊の課題となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な警察医に対する業務内容並びに待遇の統一・改善。
<ul style="list-style-type: none"> ・検視立ち会いの際の報酬や補償について、方向性を示す指針があれば助かる。
<ul style="list-style-type: none"> ・待遇、身分保障の確立
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み警察医の確保が難しい。特に過疎地域ではその傾向が強い。安価な読影料で画像診断ができる機構を作ってほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・特に大きな問題点に直面しておらず、大学の Ai システムも充実しているので、死因究明に大いに役立っている。ただ、Ai あるいは解剖になった場合、その結果の報告がない場合が多いので、警察に働きかけて欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・郡市によっては検案を引き受ける医師が不足しており、確保に苦慮している。輪番制を設けた郡市もある。 ・日本医師会として、検視立ち会い業務に係る報酬の目安を示してほしい。

<ul style="list-style-type: none"> ・日本医師会が統括するようになってから、事業予算を持たない団体となっており、研修会を行ったり、検案のための物品を調達する費用がない。県医師会で負担することには限界があり、今後運営のための費用補助をご検討いただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・部会－講演会等を東京以外でも開催して欲しい。診療を休んだ上、旅費・交通費・宿泊費を負担しての参加は難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・医師が関わる性犯罪者については警察と医師会で一元管理をして頂きたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、死体検案研修会などを、定期的に、内容を工夫しながら、年に複数回行ってほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・検視検案に携わる医師への報酬、その業務中における万一の事故等に対する補償を整備しないことには、なかなか警察活動への協力する医師の拡がりに繋がっていかない。また、死因究明等推進基本法が施行されているにも関わらず、未だに本県では県福祉保健部主導での「死因究明等推進協議会」が未設置のため、特に大規模災害発生時の対応が懸念される。今後、在宅死の増加が見込まれる中、救急搬送時にかかりつけ医以外による検案が実施される等の課題も多い。
<ul style="list-style-type: none"> ・法医学教室での検査機器等の充実も要望したい。
<ul style="list-style-type: none"> ・A i 実施の金額が医療機関ごとで異なっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・死体検案研修会に、テレビ会議で参加できるようお願いしたい。